

快適な団地生活のために

入居するに当たって

宿舎のかぎの受領にあたっては、宿舎管理人に「宿舎貸与承認書」を提示して、宿舎管理人が保管している「居住者名簿、鍵の受け渡し簿」に所要事項を記入押印のうえ提出し、宿舎管理人立会いのもとに、入居してください。

電気・ガス・水道は、直接入居者が関係会社等に連絡のうえ、手続をしてください。

車保有の方は駐車場位置の指示を受けて下さい。

また、使用上の不注意から事故等が発生することのないよう、取扱い方法及び注意事項を十分聞いて使用してください。

入居したら、宿舎内外を点検し、前入居者の退去時の修繕漏れがあれば、入居後10日以内に宿舎管理人に申し出て下さい。申し出がない場合には、異常がなかったものとみなします。



音お互いに気をつけたい“音”

コンクリートの壁は音に対して意外に敏感です。宿舎では集合住宅という性格上、ドアの開閉音やトイレの流水音がある程度聞こえることは避けられません。



これらについては、団地の生活音として早く慣れていただかなければなりません。ともかく団地では、音に関する苦情やトラブルが少なくありませんので、テレビ、ステレオ、ピアノなどの音量が大きすぎないように気を配ってください（特に夏は窓を開けるので、意外な苦情を招きやすいものです）。

夜など周りが静かになったときには、小さな物音でも階下の住宅に聞こえますので、小さな子供のいるご家庭では、日ごろから部屋にカーペットを敷くなど、物音が階下の住宅に響くのを防ぐ工夫をしてください。

真夜中にドアを乱暴に開閉したり、階段を大きな音を立てて上り下りすることは避けてください。

水気をつけましょう階下への水漏れ

コンクリートは見かけによらず水を通しやすく、ほんの少しの水でも階下に水漏れすることがあります。宿舎で床に防水加工を施してあるところは浴室だけで、そのほかの場所（バルコニー、玄関、トイレ等）の床洗いに水は使えません。

もし、不注意などで階下の住宅に水漏れをさせた場合には、階下の方に迷惑をかけるだけでなく、天井や畳の補修費、敷物や家具の損害賠償などを入居



者の方に負担をしていただくことになります。

また、階下への水漏れは、台風や風雨の強いときに窓のすき間などから漏れる水によっても起こりますので、ご注意ください。

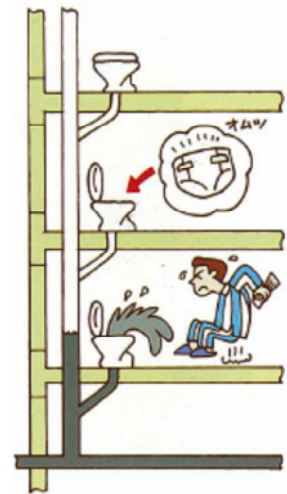
汚水・排水全階が迷惑する排水管の詰まり

宿舎のトイレの汚水・排水設備、台所、浴室などの雑排水設備は、集合住宅の構造上、上下の住宅全部が共同で排水管を使用しています。例えば台所の流しに天ぷら油、野菜くず、その他のごみなどを捨てたり、トイレに生理用品、紙おむつなどを不用意に流したりすると排水管が詰まります。

もし、排水管が詰まると、あなたのところだけでなく階上、階下の住宅にも汚水や汚物があふれ出て、掃除や補修に大変な手間と費用がかかり、その補修日や損害賠償金を負担していただくことになります。

このような事故を起こさないためにも、日頃から詰まるおそれのある物は一切流さないよう、十分注意してください。

流しの目皿は掃除するとき以外は取らないでください。目皿をとったままにしておくと、子供がこの中へ異物を落としたり野菜くず等が流れたりして、排水管が詰まる原因となります。



バルコニー 非常時の避難路です。

非常時の非難口としての機能を損なわないよう、留意してご利用ください。

また、非難口の周囲には物を置かないで下さい。垂直非難口のあるバルコニーでは、その上下に物を置かないようにしてください。

共用の物ごみ置き場は、いつも清潔に

団地にごみ置き場は、皆さんのために設けられた共同の施設です。一人でも決められた使用方法を守らず、何でも投棄したり、周辺にごみを散らす方があれば、せっかく皆さんのご協力で保たれている団地の環境も損なわれてしまいます。

また、団地には児童遊園、芝生、樹木などの共用部分がたくさんありますが、これらの者を傷めないように、ぜひ、皆さんのご協力をいただかなければなりません。

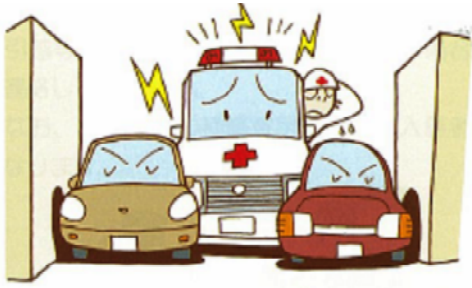
団地は特に 公德心を必要とするところです。まず、大人が教養の物を大切にし、子供に模範を示すよう心がけてください。

公德心 ~ 社会生活をよくするために守るべき道德

自動車団地内の駐車は所定の場所に

駐車場以外に駐車されると、非常の際に緊急自動車が入れなかったり、ごみ収集車が入れず、ごみが収集できないなど、他の方に大変迷惑をかけることになります。



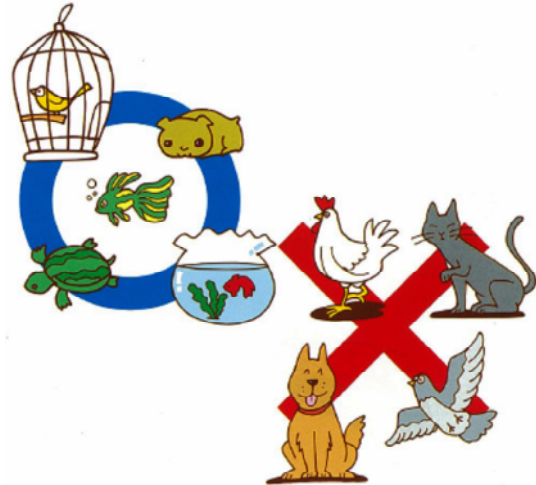


また、駐車場を利用されるときも、所定の場所に駐車し、他の車の迷惑にならないよう心がけてください。団地内の交通事故には十分注意してください。

動物鳴き声、抜け毛など近所に迷惑

他の方に迷惑をかけるおそれのある動物（例えば、犬、ねこ、鶏、はとなど）の団地内での飼育は禁止しています。

飼い主にとっては気にならなくとも、これらの動物はにおい、鳴き声、抜け毛（抜け羽）などで近所や次に入居する人に迷惑をかけるので、飼うことを一切認めないことにしています。



危険防止等のためお願い

工事施工時のご協力お願い

宿舎では、宿舎の補修等のため工事を行う場合がありますので、施行に当たっては、ご協力くださいますようお願いいたします。

また、工事期間中は、騒音、ほこり、工事用車両の通行等でご迷惑をおかけすることもあるかと思いますが、ご了承ください。



工事現場への立入りは危険です

工事現場は、資材の搬入や車両の出入りなどで大変危険ですから、現場に立ち入らないよう、また、現場付近で子供を遊ばせないようにしてください。

危険な施設に立ち入らないようご注意ください

団地内には、皆さんの生活上必要な受水槽、浄化槽、ポンプ室、変電室などの施設がありますが、関係者以外の方はこれら施設内への立入りを禁止しております。特に子供などが立入らないよう平素からご注意ください。

団地内の施設、設備に勝手に手を加えることはやめましょう

団地には、児童遊園、遊技施設などいろいろな施設や設備があります。皆さんが雨水のはけをよくするため側溝のふたを外したり、遊技施設を修理するなど、これらの施設、設備に勝手に手を加えることは、たとえそれが善意からであっても、かえって他の人に危険を及ぼすおそれがあります。



もし、団地内の施設、設備が壊れていたり、危険な状態になっているのを見かけられたときは、直ちに宿舍管理人まで連絡してください。

引越しなどの荷物運搬時のお願い

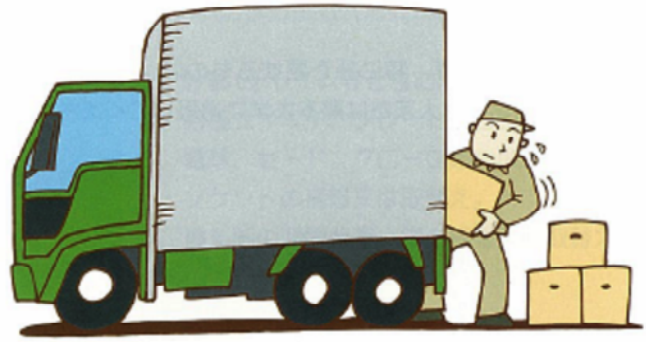
運搬は階段を利用しましょう

引越しなどの荷物の運搬は、階段を利用し、バルコニーや窓等からは搬入（出）しないでください。やむを得ず、大きな家具やピアノをバルコニーから搬入（出）する場合は、必ず宿舍管理人に相談してください。

トラックは道路に止めましょう

建物周辺の地下には、給・排水管、排水ます等が埋設されておりますので、トラックなどは団地内の道路以外には止めないようにしてください。

引越等により建物及び工作物を壊した場合は、速やかに宿舍管理人に連絡してください。なお、この場合の補修費用は、当該入居者に負担していただくことになります。



防 災

団地の防犯 警察..... 1 1 0 番

宿舎では、内部で犯罪が発生した場合、外部から遮断されていることが逆に作用して、発見が遅れがちです。玄関ドアに取付けてある「ドアアイ(のぞき窓)」や「ドアチェーン」は防犯のために設けてありますので、十分活用するよう日頃から心がけてください。

団地の防災 火災・救急車..... 1 1 9 番

地震、火災、台風などが発生したときの心構えは次のとおりです。

地 震

冷静な行動ができるように、日頃から十分な備えをしておきましょう。

すばやく火の始末を

地震で恐ろしいのは、地震による直接の被害よりも、その後の火災です。

地震を感じたら、すばやくガスコンロなどの火を消してください。

鉄筋コンクリート造でも相当に揺れます。上の階ほどその揺れは大きくなりますが、慌てて廊下や階段に飛び出すことは、むしろ危険です。

地震のときは火の元を消して、たんすや棚の落下物から身を守るようにしてください。とにかく落ち着いて行動することが大切です。

台 風

どんなに強い風が吹いても、建物が倒壊することはありませんが、飛んできた物で窓ガラスが割れたり、雨水が窓その他の部分から吹き込む場合があります。

予防については、次の点に留意して万全の備えをしてください。



風が強くなる前に、バルコニーの植木鉢、空き箱等を取り込むとともに、物干しざおなどが飛ばないように固定しましょう。窓や出入り口の戸締りを確実にして、ビニールやタオル等で

すき間をふさいでください。さらに内部からサッシの敷居部分をタオル等で押さえると効果があります。

バルコニー床の排水口に、ごみがついたまま放置しておく、水はけを悪くし、屋内や階下の住宅に漏水する原因となります。

強風時に浴室、台所、便所等の外回り建具を開閉すると風のあおりで破損したり、けがをすることがありますので、絶対に開閉しないでください。

非常用に飲料水のくみ置き、ビニール、針金、懐中電灯、トランジスターラジオ等を準備しておく、と便利です。

火 災

火災のほとんどは、天ぷら鍋等の引火やストーブの火の不始末等、ちょっとした不注意が原因で起きています。

火災の発生を未然に防止するためには、日頃から予防措置が大切であり、火気の取り扱い

いには十分注意しましょう。

宿舎で実施する消防訓練に積極的に参加し、消火器等の取扱いを習得しましょう。

バルコニーの隣との間の仕切板は強く押すと破れ、緊急の際には隣への非難口となります。付近に物を置かないよう心がけてください。

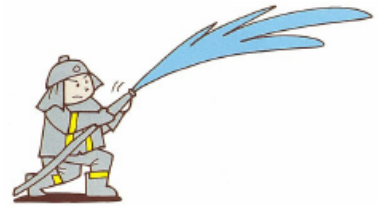
一部の宿舎にはバルコニーに垂直式ハッチが設置されていますが、ハッチのふたは簡単に取り外せ、非難ハシゴによる階下への非難口となります。この付近にはお互いに物を置かないよう心がけましょう。

建物内の他の住宅が火災になったときは、バルコニーにある可燃物を取り除き、窓や出入り口の戸を閉めて、火や煙が室内に入らないようにしてください。

火災が上階の場合は、消火作業による漏水がありますのでビニールなどを用意して家具類を守るよう心がけてください。

火災から命を守る 10のポイント

1. 寝たばこはしない、させない。
2. お年寄りや病気の人は、幼児だけを残して外出しない。
3. 方向の異なる2つ以上の避難路を確認しておく。
4. 寝具等はできるだけ防火製品を使う。
5. 就寝前には必ず火の元を確認する。
6. 火災を出したり、発見したら、大声で周りの人に協力を求める。
7. 服装や持ち物にこだわらず、できるだけ早く非難する。
8. 煙の中を非難するときは、できるだけ姿勢を低くする。
9. いったん逃げ出したら、再び室内に戻らない。
10. 逃げ遅れた人がいるときは、近くの消防署員にすぐ知らせる。



・宿舎の設備

玄関

ドアチェック（ドアクローザー）

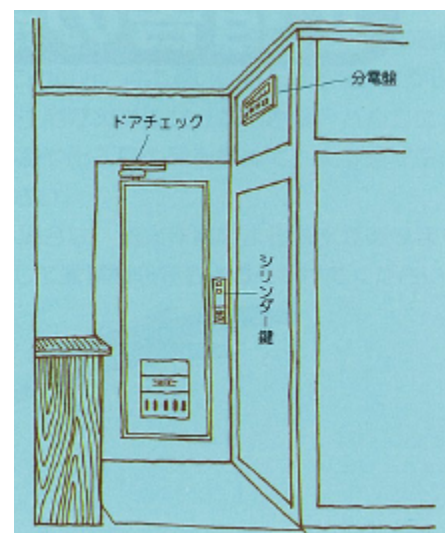
ドアチェック（ドアクローザー）は、自閉速度以上に無理に閉めるとスプリングをいため、故障の原因となります。

錠前

錠前内部は複雑な構造ですから無理な取扱いは禁物です。

シリンダー錠に注油をしてはいけません。

床



玄関のコンクリート床は防水をしてありませんので、多量の打ち水をしないでください。

水洗トイレ

ロータンク式排水弁（ハイタンク準用）

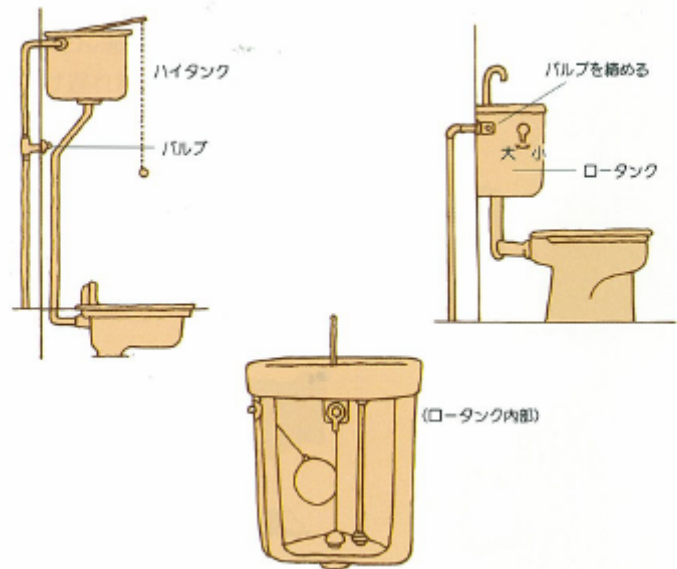
常に少量の水が便器へ流出する場合は、次のことが考えられますので、確認してください。

弁パッキンのめくれ、磨耗、ごみが詰まっている。

レバーまたは鎖に何かがかっかかって、弁が少し開いている。

鎖の長さの調整は、浮きゴムがバルブを閉じたときピンと張らず、鎖一輪ぐらいたるむよう余裕を持たせて、レバーと接続してください。

タンクの種類



浴室

浴室

浴室の壁や天井に付着するかび・汚れによる器具の腐食を防ぐため、使用後は窓を開いて水蒸気を外に出し、外気を入れて室内の湿気を除いてください。

浴槽及び風呂がま

風呂がまに点火する場合は、水が浴槽上部の連絡管（湯の出口）より10cm以上のところまで入っていることを、必ず確認してください。

パッキン・点火確認窓ガラスなどが破損した場合には、そこから空気が出てがま内部の気密（バランス）が失われ危険ですので、直ちに補修してください。

バランスがまは、コックツマミを「口火」と「開」の中間で止めてはいけません。

がま本体の上には重いものを載せたり、乗ったりしてはいけません。

使用中にバーナーの火が消えたときは、コックツマミを「止」の位置に合わせてください。

湯の沸きを良くするために、時々浴槽側の上部連絡管からホースで勢いよく放水し、がま内部のあかをよく掃除してください。

風呂がまが故障した場合は、実情を管理人または熊本大学に通報してください。

ガスがまの保全として、毎年1回は最寄りのガスサービスセンター等で点検を受けましょう。

台所

ステンレス流し台

ステンレス流しは清潔で耐久性があり、しかも茶わんを落としても割れにくいなど多くの利点を持っていますが、汚れを放置しておくとしびます。特にガスレンジの下は汚れや

すいので日頃から、汚れは中性洗剤などで洗うよう心がけてください。

また、クレンザーなどでステンレスを磨くと、表面に細かい傷がつきさびの原因になりますので、やめてください。

なお、流し台の戸棚、引き出し等の清掃は常時行い、ゴキブリ等の害虫の発生を防いでください。

換気扇

換気扇は掃除をしないと、油とほこりが回転翼に付着し、外壁に流れ出し、宿舎を汚損することになりますので、毎月1回程度掃除をしてください。

排水口の掃除

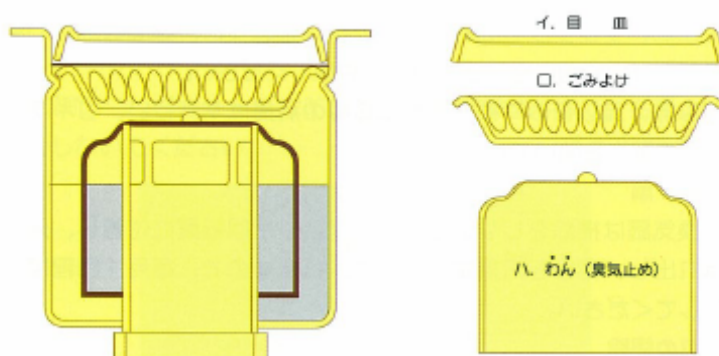
台所で使った水は、流しのトラップから建物の中の排水管を通りためますから下水管に流れ込む仕組みになっています。これを詰まらせないようにし、いつも気持ちよく台所を使うためには次のことを心がけてください。

米粒、茶殻等のごみが排水管に流れ込まないように注意してください。

流しに取り付けてある目皿は、引き上げると簡単に取り外し

ができますので、1日1度は必ず手入れをし、たまったごみを取り除いてください。天ぷら油等を排水口に流すと、排水管が詰まる原因となりますので、ちり紙等でふきとるようにしてください。

排水トラップの構造



上記のとおり、イ、ロ、ハの順に取り外しができます。

吊戸棚

ネジ釘で止めてありますから、重いものを載せると棚が壊れたり、外れたりすることがあります。

(注) 電気、ガス、水道は別項目に有ります。

居室

換気(かび)

コンクリートは、砂利、砂、セメント、水を練って造られており、たくさんの水分を含んでいます。コンクリートが乾燥するまでには1年から2年かかりますので、新築後日が浅いうちは湿気が多くかびが生えがちです。これを防ぐために次のことに特に注意してください。

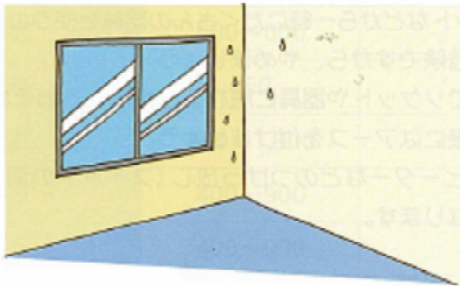
できるだけ窓を開放し、押入れのふすまなども開けて、室内の風通しをよくするように心がけてください。新築後間もない時や梅雨期には、特に押入れや物置の中、家具の裏側などにかびが生えやすいものです。家具と壁の間を少し開けておくなど風通しをよくするようにしてください。



がびが生えた場合には、その部分の風通しをよくして乾燥させ、丁寧に取り除いてください。

(結露)

「結露」は、暖かい蒸気が急に冷やされて水滴に戻る現象ですが、冬の住宅の壁や給水器具の周りにも起こり、冷えきった北側の壁に多く見られます。



結露を防止するためには、風通しをよくし、水蒸気の発生を少なくすることが必要です。長時間石油ストーブやガスストーブを使用するときは、水蒸気を追い出すため、時々窓を開けて換気をよくしてください。

上敷・畳

畳の上に上敷を敷くと、通気が悪くなり畳床を傷めますから、時々畳を外気に当ててください。

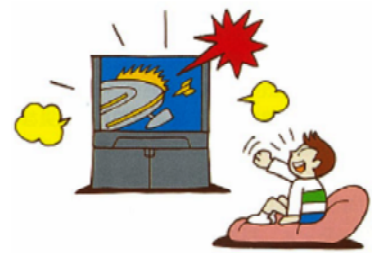
テレビ台等の脚で畳に深いへこみをつけないように気を配ってください。

柱・かもし

釘を打ち付けしないでください(他の部屋にも共通)

テレビ、ステレオ、ピアノなどの音量

音量が大き過ぎないようにご注意ください。特に夏は窓を開けるので、苦情を招くことになります。



化粧フロアー

鉄筋コンクリート造の洋間のフロア(床)は、合板等でできており、こぼれた水を長時間放置していると、フロア及び下部の木材が腐食する原因になりますので、こぼれた水はすぐにふきとってください。

汚れた場合は、温水やせっけん液などでふきとり、ワックスで磨いてください。

アルミサッシ

ポツポツとごまのようなさびが出てくることがあります。特に、海に近い地域ではさびが早くなります。

よく水でふき、目の細かい紙やすりでその部分だけこすってさびを落とし、ワックスでよく磨いてください。

バルコニー

危険防止

バルコニーの手すりの高さや、棧の間隔は、幼児が落ちないように設計されていますが、幼児が台に乗ったりした場合には、非常に危険です。木箱など踏み台となる物は置かないよう、十分に注意してください。

バルコニーの手すりの上に植木鉢などを置くと、突風や過って落下した場合に危険ですので、やめてください。

隣との境の仕切板は強く押すと簡単に破れ、火災などの緊急の場合には、隣へ避難する

避難口の役目を果たしますので、この付近に物を置かないでください。

物干

少しでも日が当たるようにと、バルコニーから外に突き出して洗濯物を干したりすると、洗濯物のしずくで、階下の住宅に干してある布団をぬらすなど、他の方に大変迷惑をかけます。

また、布団等の洗濯物を手すりに干すと、水分を多量に含んでいるため、階下へ迷惑をかけることがありますので注意してください。



排水

排水口は、ごみなどが詰まりやすいので時々掃除をしてください。

電気

分電盤・停電

分電盤は玄関のドアの上部または台所の壁上部にあり、各分岐回路毎にスイッチがついています。このスイッチが「入(ON)」から「切(OFF)」に落ちたときは、使用する器具の容量が大きすぎるか、内部の故障(絶縁不良等)が考えられます。

故障の場合は、直ちに管理人へ通報してください。

事故防止

一つのソケットなどから一時にたくさんの器具を使うのは危険です(たこ足配線は危険ですから、やめましょう)。

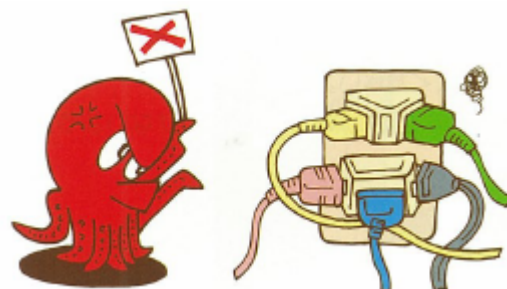
ぬれた手足でソケットや器具に触れると感電するおそれがあります。

また、洗濯機にはアースを付けましょう。

アイロン、ヒーターなどのつけっ放し(スイッチの消し忘れ)は火災の原因になります。

電気器具と標準消費電力

器具	消費電力(W)	電流(A)
エアコン	900~2,000	9~20
電気ストーブ	800~1,500	8~15
アイロン	500~1,200	5~12
レンジ	1,000	10
掃除機	500~600	5~6
洗濯機	450	5
炊飯器	400~1,300	4~13
トースター	400~900	4~9
ポット	400~900	4~9
ヘアドライヤー	300~1,200	3~12
こたつ	300~600	3~6
冷凍冷蔵庫	150~300	2~3
ミキサー	200	2
ステレオ	200	2
テレビ	130	1.5



ガス

ガスを安全に使用するための心がけ

ガス器具、ゴム管は、ガス会社の検査済みの優良品を使いましょう（ビニール管の使用は危険です）。

ゴム管は十分に差し込み、安全バンドでしっかり止めましょう。

差し込み口の緩くなったゴム管は切り詰め、古いゴム管は新しいものに取り替えましょう。

ガス器具を使用する部屋の換気には、十分注意しましょう。

使用しないときには、器具のコック、部屋のガス栓や台所、浴室のガスの元栓を確実に締めましょう。

ガス管は、必要な長さにとどめましょう。

就寝のときは、器具のコックだけでなく元栓も閉めましょう。

また、長期にわたって不在にするときは、メーターの元栓（安全コック）も閉めましょう。

水道

断水

断水は、停電や機械の故障、または水の使用量が急激に増えた場合に起こります。

断水した場合には、水道の蛇口は必ず閉めてください。もし、閉め忘れると、水が出たときに部屋が水浸しになることがあります。

また、蛇口にホースをつないで風呂やバケツに水を入れているときに断水した場合には必ず蛇口からホースを外してください。もし、外し忘れると「サイフォンの原理」により、バケツなどの汚い水が水道に逆流して、汚染することがあります。

ポタポタ漏れ

蛇口からの漏水は早めに修理しましょう。ポタポタ落ちる水の音は不愉快であるばかりでなく、水もむだになります。

このような場合は、蛇口のパッキンが磨り減っているときですので、これを取り替えてください。

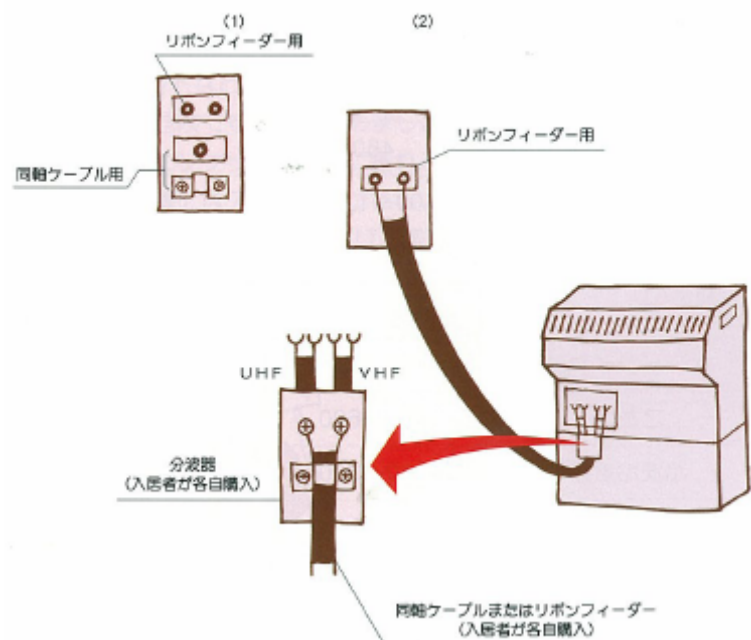
なお、水を出すとき「ブルル...」という音がする場合は、パッキンがすり減っているときですので、このような場合も取替えてください。

テレビアンテナ

共聴アンテナ

各戸にアンテナを接続するテレビ端子が壁に取り付けてあります。この端子にリボンフィーダーまたは、同軸ケーブルを接続し、テレビの画像をよくするため、分波器をつけてください。

壁に取り付けてあるテレビ端子(1)または(2)

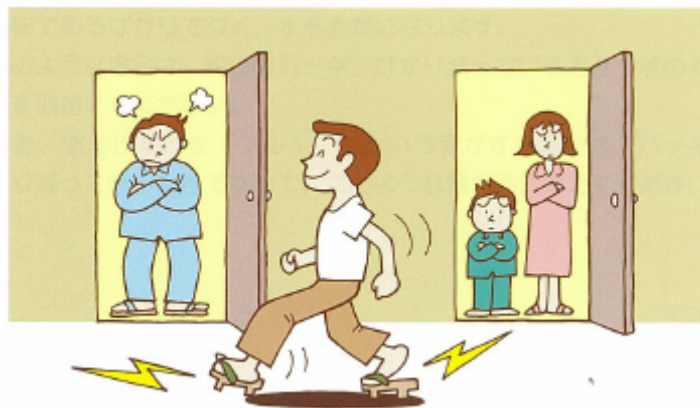


共用施設

階段・廊下

掃除は皆さんの話合で当番制にするか、または受持ち部分を決めて、皆さんで協力して

行ってください。玄関の場合と同様に打ち水程度で掃除してください。自転車などを階段や踊り場などに置くと、他の方の妨げになるばかりでなく、緊急時には大変危険ですので、所定の場所にきちんと整頓して置くようにしてください。鉄筋コンクリート造の住宅では、げたや木製サンダルの音はよく響きますので注意しましょう。特に、夜間は静かに歩くように心がけましょう。



ごみ処理

台所のごみや家庭の廃物は、一定の場所まで運んで捨てていただきます。



その場合、きちんと清潔に行うためには、皆さん全員のご協力を得なければなりません。1人でも決まりを守らない方がありますと、清潔な環境を損なうばかりでなく、トラブルの原因ともなり、円滑な共同生活ができなくなります。

なお、ごみの処理方法は地域によってそれぞれ取扱いが異なりますので、詳しくは管理人にご相談ください。

ごみ置き場の火気は禁物です。たばこの吸いがらや火の点いたマッチを捨てると、火災になるおそれがありますので、絶対にやめてください。

道路上に駐車しますと、ごみ類の搬出ができなかったり、トラブルを起こし、他の人たちに迷惑をかけたりしますので、道路上には駐車しないでください。

道路上に駐車しますと、ごみ類の搬出ができなかったり、トラブルを起こし、他の人たちに迷惑をかけたりしますので、道路上には駐車しないでください。

集会所

入居者皆さんのために集会所を設けている住宅があります。

集会所は、宿舎管理人が管理していますので、使用されたい方は管理人に申し出てください。

なお、使用に当たっては次の点にご留意ください。

使用申込者は、原則として入居者としています。

政治活動、宗教活動、営利を目的とするものなどはお断りしています。

使用料として、電気代など最小限の維持管理費用を負担していただきます。

使用後の整理整頓は確実にしていただきます。



遊園地

ほとんどの団地には、砂場や遊園地が設けられています。

これらの施設は、いずれも団地に住んでいる皆さんのために設けられたものですので、大いに活用してください。

しかし、団地の中といっても、小さな乳幼児等が保護者なしで遊ぶことは危険です。保護者の方は十分注意してください。



屋 上

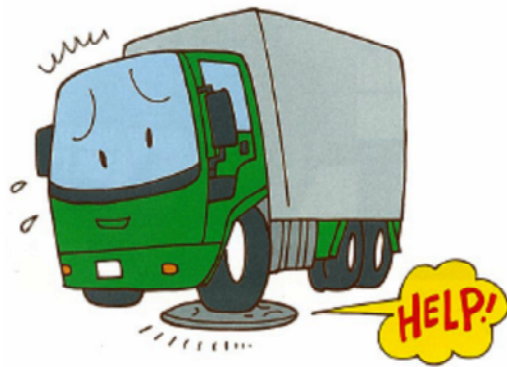
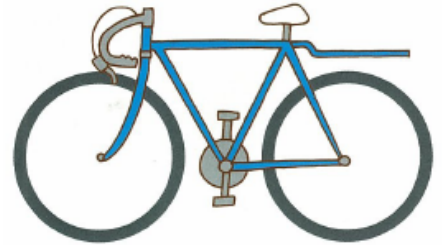
鉄筋コンクリート造宿舎では、構造上の関係もあって屋上へ自由に上ることを禁止しています。

やむを得ない事情で屋上に上るときは、宿舎管理人に申し出てかぎを借りてください。

自転車置場

皆さんの自転車、乳母車、三輪車などは自転車置場に整頓して置くようにしてください。

また、不用車の整理等は所有者が責任をもって処分するとともに所有者不明の場合は各棟ごとに当番を決めるなどして整理等を実施し、一人でも多くの人ができるようにしてください。



下水

下水管は定期的に皆さんで掃除してください。掃除をしないと汚物が詰まって下水が逆流し、ベランダ・台所等まで水があふれることがあります。

また、下水ぶたや側溝の上を。トラック等が通りますと破損され、下水詰まりを起こす等の原因になりますので、お気づきの際は運転手に注意を喚起してください。

メーターボックスなど

鉄筋コンクリート造の各階段のところにあるメーターボックスには物を入れないでください。

このボックス内には、電気・ガス及び水道の計器類があり、ガス漏れ及び水漏れ等を生じ事故の原因となります。

施設の損傷または災害等により異常事態が発生したときは、直ちに宿舎管理人に通報してください。

専用部分以外に私物を置いてはいけません。

宿舎敷地内での耕作は原則として禁止します。

ただし、花壇等に使用する際は事前に宿舎管理人に相談してください。

・宿舎の管理と諸手続

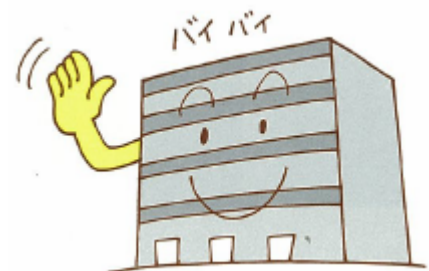
宿舎の明け渡し

宿舎の貸与を受けている者が、次に該当することとなった場合には、その該当することとなった日から20日以内に宿舎を明渡しいただきます。

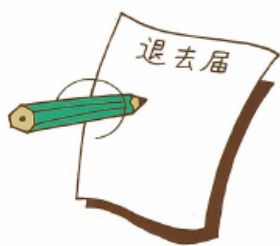
職員でなくなったとき（死亡を含む）。

転勤等によって入居している必要がなくなったり、居住する資格を失ったとき。

熊本大学の事務または事業の運営の必要に基づき先順位者が生じた場合、または、宿舎の廃止をする必要が生じた場合で、明渡しを求められたとき。



退去届けの提出



退去日が決まったら、退去日の5日前までに所属官署を經由して熊本大学へ「退去届」を提出してください。

退去届の用紙は、入居者の所属している官署の宿舎事務担当課にあります。

退去届に所要事項を記入して、宿舎管理人に提出してください。宿舎管理人は、所要事項を記入して入居者に返却します。

原状回復

退去される場合は、入居中の損傷・汚損箇所の原状回復を行っていただきます。

退去が決まったら、直ちに宿舎管理人に連絡して修繕範囲について指示を受けてください。

宿舎管理人は、別表「宿舎原状回復点検カード」により、損傷・汚損箇所を点検し修繕範囲を指示します。

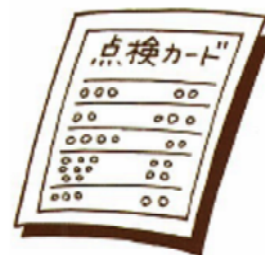
タンスやジュータンの陰や、外見では破損が分かりにくい等により、宿舎管理人の指示がもれることがあります。指示がない箇所についても、損傷・汚損箇所は、自主的に修繕してください。

承認を受けて、模様替え等を行っている場合には、これを原状回復してください。

修繕は退去日までに完了し、宿舎管理人の確認を受けてください。

区分貸与宿舎の共用部分の回復については、各官署の宿舎事務担当課の指示に従ってください。

次に入居された方から、未修繕箇所の申し出があった場合には、退去後であっても修繕していただくことがあります。



退去に際してのご注意

室内をきれいに掃除し、不要物品、ごみ等はすべて処分し、室内には何も残さないでください。

電気、ガス、水道料等の精算は必ず済ませてください。

集合郵便箱の錠前は取り外してください。

市町村役場で転出の手続きをとり、郵便局には住所変更を通知してください。

最後に退去される時、火の元及び戸締りを確認し、かぎと「住まいのしおり」を宿舎管理人に返してください。



別表

宿舎原状回復点検カード						
住宅名	戸番	所属官署名	氏名	退去予定日	管理人	印
項目	点検箇所				指示事項	
玄関	1.マジックミラー 2.錠 3.扉蝶番 4.郵便受 5.用心錠 6.ナイトクラッチ(内掛) 7.下駄箱 8.傘立 9.ブザー 10.牛乳箱 11.敷居レール 12.ガラス 13.格子棧 14.壁 15.点検スイッチ 16.その他					
台所 食堂 中廊下	1.流し目皿 2.椀トラップ 3.ガス台汚損 4.ガス栓 5.流し台下開閉戸 6.食器つり棚 7.ハンガーボード 8.水道蛇口 9.換気扇 10.電気コンセントスイッチ 11.カーテンレール 12.床板(ハードボードフロア) 13.電球 14.ガラス 15.その他					
浴室	1.風呂桶の中の仕切スノコ 2.風呂桶の栓鎖の接触 3.風呂場煙突 4.スノコ 5.化粧箱 6.水道蛇口 7.シャワー 8.目皿 9.椀トラップ 10.電球 11.リモコン 12.その他					
便所	1.扉蝶番 2.錠 3.扉にぎり 4.ペーパーホルダー 5.シスタンク 6.フラッシュ・バルブ 7.便器(和式) 8.便器(洋式)、便座ふた 9.窓ガラス、蝶番 10.床塗装 11.臭突 12.その他					
洗面所	1.洗面器、栓、くさり 2.蛇口 3.錠 4.その他					
浴室	1.畳 2.床板(ハードボードフロア) 3.襖紙、木わく 4.ガラス戸 5.戸洩 6.壁紙 7.カーテンレール 8.押入棚、壁破損 9.天井 10.その他					

物置	1.開閉戸 2.蝶番 3.錠 4.にぎり(とって) 5.中段棚 6.その他	
バルコニー	1.物干金具 2.排水目皿 3.その他	
内 壁	1.塗装 2.破損 3.その他	
鍵 (引継)	1.玄関 個 2.バルコニー 個 3.物置 個 4.住まいのしおり	
仮設物	1.屋外仮設物 2.ガス湯沸器 3.ルームクーラー 4.電気容器変更(アンペア) 5.植樹現状復帰 6.その他 7.駐車場貸与証	

上記指示事項のとおり原状回復箇所については
月 日まで実施します。

平成 年 月 日
転出()先
氏 名 印

所属庁の立会者
官職氏名 印

自動車の保管場所の申込み等

宿舎敷地内に駐車しようとする場合には、宿舎管理人に自動車保管場所の貸与申請書を2部提出し、自動車保管場所に空きがある場合は所定の手続きをとってください。(貸与承認を受けるまでは、保管場所に自動車を置くことはできません)。

もし、空きがない場合は、宿舎管理人が待機者の登録を行い、空きが生じたときに通知いたしますので、それまでの間は民間の駐車場等をご利用ください。

保管場所は、原則として宿舎1戸につき1台のみ承認します。

新規購入、買替え等に必要なる「車庫証明」は宿舎管理人が交付いたします(あらかじめ保管場所の貸与承認を得ていることが条件です)。

自動車の指定保管場所、登録番号及び使用者を変更する場合は、宿舎管理人の確認印を受けてから、熊本大学に変更届を提出してください。

注意事項

自動車保管場所で生じた盗難、事故、損傷等による損害については、熊本大学は一切責任を負いません。

自動車の保管のため、団地内に仮設物を設置することは認めません。

工事等宿舎の維持管理に支障がある場合は、自動車の保管場所の貸与承認を取り消すことがあります。

宿舎駐車場貸与証の提示

熊本大学から貸与承認書を受け取られましたら、宿舎管理人から宿舎駐車場貸与証の交付を受け、宿舎駐車場に自動車を駐車する時は必ず宿舎駐車場貸与証を車外から見える場所に提示してください。



維持管理機関

維持管理機関

名称	郵便番号	所在地	電話番号	担当課
熊本大学	860-8555	熊本市黒髪2-39-1	(096)342-3161	施設部施設企画課財産管理担当

宿舎管理人の業務

入退去の立会、原状回復の指示、修繕費にかかる負担者の決定及び熊本大学への取次ぎ、不正使用の排除、模様替え等工事の指導・監督、共同施設の管理などを行っています。

宿舎管理人の勤務時間

祝祭日を除き、月曜日から金曜日までの8時30分から17時00分までとなっています。なお、勤務時間外は、原則として業務の取り扱いをしませんので、早朝、夜間、休日、電話等は緊急を要する場合を除きご遠慮ください。但し、入退去等発生時には、休日対応するものとしします。

職員管理人

宿舎管理人の配置されていない宿舎には、入居者の方の中から職員管理人が選任されています。

業務は、本務に支障のない範囲で入居者の指導、熊本大学との連絡などの管理業務をお願いしておりますので、管理人の立場を十分にご理解いただき、ご協力をお願いします。

各種申請・届出等手続一覧表

No.	種 類	申 請 ・ 届 出 の 時 期	提出部数	提 出 先
1	宿舍貸与申請書	原則として貸与承認書交付希望日の20日前まで	1	熊本大学(所属官署経由)
2	入居延期申請書	病気、事故等で貸与承認書記載の入居日から10日以内に入居できないとき	1	"
3	自動車保管場所貸与申請書	原則として貸与承認を受けたい日の20日前まで	1	"
4	変更届	自動車等変更後、速やかに	1	"
5	修繕要求書	大学負担分について発生の都度(入居時は入居後10日以内)	1	熊本大学(管理人経由)
6	仮設工作物設置等申請書	随時(設置等をしたい日の5日前まで)	1	"
7	同居承認申請書	同居させたい日の5日前まで	1	"
8	明渡猶予申請書	明渡し事由発生の日前まで	1	"
9	退去届	退去予定日の5日前まで	1	"

(注)申請書等の様式は、熊本大学、所属官署または宿舍管理人へお尋ねください。

住まいのしおり

発行日 平成16年4月1日
 発行所 国立大学法人
 熊本大学 施設部施設企画課
 熊本市黒髪2丁目39-1